

日 時 令和6年4月21日（日）11:10～12:15

場 所 志津南まちづくりセンター大会議室

出席者（会長）四方 （副会長）高岡、佐藤、妹尾

（理事）中村、松永、林、安部、佐野、石田（貢）、正野、窪田、中尾、長井、大嶽

荒木、稻岡、石田（治）、小崎、金田、河辺（欠席：馬場、森下）

（事務局）長谷川、岸田、安澤、下楠、山元、金馬 〈敬称略〉

志津南学区まちづくり協議会令和6年度第1回理事会次第にそって進められた。

### 1. 理事会メンバー間で共有したい事項を会長より説明。

- (1) まち協とは（まち協の目的、役割、運営）
- (2) 志津南学区まちづくり指標・行動計画（令和5年度～5ヵ年計画）
- (3) 令和6年度活動の重点の取組み活動について

内容については、添付の「別紙1」参照。

※）各理事へは「別紙1」に記載の「参考資料①～⑦」も配布されたが、本議事録への添付は省略。

### 2. 審議事項

- (1) 令和6年度事業費予算の執行について。

会長から下記案が説明された。

案の概要：

- ・環境美化活動の予算について、若草岡本西地区向けの機器等購入予算については、若草岡本西地区（地区協と地区環境美化委員会）での予算執行内容判断結果が確認できた時点で、3者（地区協委員長、学区環境美化委員長、まち協会長）合意のもと、執行する。
- ・環境美化活動予算の、上記以外（追分南地区向け機器等購入予算、ゴミの不法投棄防止活動・安全講習会・事務費）は、環境美化委員会にて執行する。
- ・交通防犯、人権教育、ふれあい推進、スポーツ推進、青少年育成、社会福祉、健康推進の活動予算については、各委員会・団体にて執行する。
- ・まち協本部予算の「各町内会（自治会）敬老活動への支援」は、あらかじめ定めた配分に基づき、各町内会・自治会で執行する。

全会一致で、原案通り承認。

### 3. 報告・連絡事項

《事務局から》

- ・地域課題解決交付金（単年度清算）

令和6年度、当該交付金（150万円）を草津市に申請済みです（単年度清算スケジュールの観点から）。各理事からの提案が御座いましたら、メールまたは書面にて事務局まで5月末迄に提出頂きたい。

・まちづくり協議会公式LINE、まちづくり協議会新ホームページ（HP）は4/1付けで更新済みです。ただ、HPは、現時点でも内容（マニュアルも含め）、アップデート中です。9月からの本格運用を目指しています。ご容赦とご協力をお願いします。

・各町内会・自治会会长には町内会戸数・会長連絡先の提出（期限：5/10）、各委員会・委嘱団体代表者には最新の会則（規約）の提出（期限：5/10）を、事務局までお願いします。

・会計処理の説明会を6月に予定しています（センターにて）。参加をお願いします。

質疑応答

- ✓ (理事) 自主防災の会則も提出が必要か? ⇒ (事務局) 提出をお願いします。
- ✓ (理事) リモート会議システムを利用する場合、例えば、Wi-Fi が無い等の各戸(家庭)にて対応できない時の対応は?  
⇒ (事務局) センターに来て頂くことで対応して頂くことをお願いしたい。  
⇒ (事務局) Wi-Fi 環境の有無に関わらず、不慣れな方は対面会議に参加していただきます。尚、利用される責任者の方は事前準備が必要ですので、事務局に申請してください。  
当日のリモート会議の運営主体は利用される方が基本となります。

その他、課題共有

- ・(理事) 若草交差点(スター前)に設置予定の歩道橋について、現状の歩車分離が残るのか?を含め最新状況を共有してほしい。  
⇒ (会長) 現時点の最新情報として、歩道橋の完成は令和7年度末と聞いている。  
また、横断歩道は残るが、現在の歩車分離型が残るかどうかは現時点不明。
- ・(理事) 若草町内(三、四、五丁目)朝の車(通勤車両)の通り抜けが多く、時速50km/h位の速度で走行する車も見受けられる。対策が必要では?  
⇒ (会長) 従来からの懸案事項として認識している。関連の町内会、地区協、PTAとも連携して対処していく。

4. その他

次回(第2回)理事会は、9月7日(土)19:00から、場所は追分南地区での開催を検討したい。別途案内予定。

以上

令和 6 年 4 月 21 日(日)  
志津南学区まちづくり協議会  
会長 四方 道治

令和 6 年度最初の理事会にあたって、メンバー各位と共有したい事項

(1) まち協とは（まち協の目的、役割、運営）

・まち協とは、

小学校区を区域として、地域が主体となって課題解決等のまちづくりを行うために、  
町内会・自治会などを中心に、地域住民や団体など、みんなでつくられた地域を代表する団体。  
市内に 14 のまちづくり協議会。事務局は地域まちづくりセンター内に設置。

・まち協の目的

「自分たちの地域は、自分たちでつくる」の考え方のもと地域ぐるみで、さらに住みよい地域の実現に向け課題を解決していく。

「自助・共助・公助」の考え方のもと、市とまち協が連携してまちづくりを推進する。

- 個人で解決できることは個人で解決する（自助）
- 個人で解決できないことは地域で解決する（共助）
- 地域で解決できないことは市が解決する（公助）

この内「共助」について補足する。

町内会・自治会ごとに、その成り立ちや住民構成の違いなどにより、抱える課題もそれぞれで異なってくると思われることから、それぞれの課題は、まずは各町内会・自治会で解決を図る。そして、各町内会・自治会で解決しきれないことや地域全体で共通課題とすべきことをまち協が吸い上げ、取り纏めて課題解決を図る。このような考え方で「共助」を円滑に廻していく。

そのために重要なことは、まち協と各町内会・自治会との日頃の連携・課題共有である。

・理事会の役割・運営

理事会は、まち協の活動を推進する主体。会長はそれを統括、副会長は会長を補佐。

総会への付議事項（主に年度の活動報告・計画、決算・予算、役員選出、会則改廃）、およびまち協の活動の執行に関しては、理事会がそれを協議する。

なお、昨年度初め（令和 5 年 4 月 16 日）の会則改正により、正副会長会の役割に「緊急を要する」とみなされる課題に関しては、正副会長会は、率先して対応を協議し必要な行動を起こすとともに、理事会への情報共有と付議を速やかに行うものとする。」と明記し、理事会と正副会長会の連携のもと課題解決の迅速化を図れるようにした。

※参考資料：① 志津南学区まちづくり協議会のあゆみ

② 志津南学区まちづくり協議会会則（最新版：令和 6 年 4 月 21 日施行）

## (2) 志津南学区まちづくり指標・行動計画（令和5年度～5カ年計画）

- ・令和4年度に特別委員会を組織し、策定・答申し、理事会での承認を経て令和5年2月臨時総会（文書審議）で承認された。

新しい理事会メンバー各位と基本的内容について共有のため、改めて、理事会メンバーに骨子を含む資料を配布する。

※参考資料：③ 新5カ年まちづくり行動計画の骨子

- ④ 志津南学区まちづくり指標
- ⑤ 志津南学区まちづくり行動計画

## (3) 令和6年度活動の中で、特に重点として取り組みたいこと

- ・令和7年度へ向けた「負担軽減のための事業・組織の改革第2弾」

正副会長を中心に施策検討

⇒8月完了、9月理事会答申を目標

令和7年度へ向けた事業・組織の具体化

⇒9月理事会後にスタート、12月完了、

3月理事会にて次年度計画反映完了を目標

「負担軽減のための事業・組織の改革第1弾」の課題提起を昨年11月理事会で実施、

関連団体へのヒアリング、理事へのアンケートなどを経て検討結果を1月理事会に答申

令和6年度の計画に反映できる部分を反映したが、まだ道半ばであり、令和7年度へ向けさらに検討を進めていく。

※参考資料：⑥ 令和5年度第4回理事会（令和5年11月4日）議事録

志津南学区まちづくり協議会 事業・組織の在り方改革（案）

⑦ 令和5年度第5回理事会（令和6年1月6日）議事録

専門委員会・委嘱団体 令和6年度の方針および令和7年度へ向けた方向性（案）

- ・「学区防災のありかた」を考える特別委員会活動

⇒5月までにメンバー選定（公募、推薦）、

6月委員会活動スタート、

12月完了、

3月理事会答申、

令和7年度「地域防災計画」策定へ繋ぐ

以上